

## 子ども向けワークショップ開催等委託業務 仕様書

### 1 業務名

子ども向けワークショップ開催等委託業務

### 2 事業背景及び業務目的

札幌市では、「映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するため条例」に基づき、2016年に札幌市映像活用推進プラン<sup>1</sup>（以下「プラン」という）を定め、人材育成に取り組んできた。

撮影機材の小型化・高性能化・低価格化、そして高画質な映像撮影、アニメ制作も行える携帯電話等のモバイル端末の普及により、市民がコンテンツを容易に制作出来る時代となった。また、コンテンツの制作活動自体が、創造力の向上や地域の世代間交流の促進・地域の魅力の再発見・市民による地域の魅力発信などを生み出すものである。

一方で、人口減少による将来的な人材不足は課題となっており、2022年3月に策定した第2期プランでは人材の裾野を広げるためにも、子どもや学生が映像に親しみ、学ぶ機会を生み出すこととしている。

子どもたちに、コンテンツを制作するという行為に早い段階から触れてもらうことは、コンテンツ制作への関心を高めさせ、これからの市内コンテンツ産業の発展を担う人材の発掘と育成へと繋がることが期待される。

また、第2期プランでは、今後の成長分野として、雇用創出効果が期待できるCG（コンピュータ・グラフィック。以下CG）分野の施策が拡充された。これらを受け、当財団では、市内に住む子どもを対象に、親しみやすいアニメを題材としたCG制作を通じ、子どもたちの創造性や表現力を育む取組として、子ども向けCGアニメ制作のワークショップを実施する。

<sup>1</sup>札幌市映像活用推進プランはHP参照(<https://www.city.sapporo.jp/keizai/tokku/eizoukatsuyou2.html>)

### 3 業務履行期間

契約締結日から2023(令和5)年3月15日まで

### 4 業務内容

本業務における運営事業者に求める業務は次のとおりである。

なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

#### (1) 子ども向けCGアニメワークショップの開催及び成果発表

札幌市内に在住または通学する中学1年～3年生を主な対象に、CG技術を活用したアニメコンテンツを制作するハンズオン型のワークショップを企画、運営を行うこと

##### 主な業務

- ① 企画（テーマ・内容設定、講師・必要に応じた支援スタッフの選定）、講師等との調整、報酬支払
- ② 参加者募集（募集要項の作成、中学生への参加を促すデザインの告知素材の準備、告知）

- ③ ワークショップの運営一式  
(会場手配・設営、受付、支援スタッフ配置、撤収など、円滑な実施に必要な一切の作業)
- ④ ワークショップ記録写真の撮影、簡単な文章を加えて映像産業振興課のHP及びSNSへの発信
- ⑤ 参加者へのアンケートの実施
- ⑥ 写真記録、レポート(日本語1,500字程度の概要テキスト)の作成  
※開催後、原則1か月以内に提出、映像産業振興課及び札幌市の広報素材としての活用を想定

#### **対象者・受講料**

中学1年～3年生を対象に無料で開催すること。定員は20名程度とし、一定の申込期間を設けたうえで、応募多数の場合は抽選等を行うことを妨げない。その他、想定する申込条件は下記のとおり。

- ・札幌市内に在住または市内の学校に通っている生徒。
- ・パソコンの操作スキルやアニメーション制作ソフト等に関する知識は問わない。
- ・保護者の同意を得ていること。
- ・札幌市内の会場で実施することを想定。新型コロナウイルス感染症対策のうえ実地参加できることまた新型コロナウイルス拡大時にはオンライン転換することに同意すること
- ・オンラインミーティング等に参加できるインターネット環境があること。
- ・事業の目的を理解し、参加動機が明確であること。
- ・全ての回に参加する意欲があること。
- ・CGアニメ制作に関する知識・スキルは求めない。

上記にあてはまらない参加希望があった際は、委託者の指示を仰ぐこと。

#### **講師・内容**

提案事項とする。ただし、下記に留意すること。

- ・CGアニメ制作に係るハンズオン型のワークショップを主とすること。
- ・ワークショップを開催する際、CGアニメの専門家または業界の有識者と連携、講師として参加してもらうこと。
- ・ワークショップを開催する会場は受託者が手配すること。ワークショップを開催するため、必要なパソコンまたはアニメ制作機材・ソフト等が設置されているCGアニメ関連の専門学校または企業の制作スタジオを想定していること。レンタルスペースを使用する場合は、受託者が機材・ソフトなどを手配すること。
- ・ワークショップの導入部分として、アニメ制作の簡単な歴史から、現在に至るまでの変化、札幌市内のCGアニメ制作業界の現状等の講義時間を含むこと。講義時間は45分程度を想定。
- ・講義時間外の受講者支援・問い合わせ対応に関する対応方法を提案に含めること。
- ・成果発表については、参加者が制作した成果品を参加者同士で一緒に鑑賞機会を設けること開催後、原則2か月以内に映像産業振興課HP及び公式YouTubeへの掲出をすること。公共空間またはマスコミの媒体を利用し、映像を放映すること。

- ・講師等への報酬は受託者が支払うこととし、事業費に含めること。

### スケジュール・構成

提案事項とするが、下記を参考にすること。

- ・ワークショップの時間数は合計で8時間程度を想定し、2日にわけて実施すること。また、各回の所要時間等を提案すること。
- ・日程は土日・祝日、学校休業期間、平日の課外時間など、参加者の都合を考慮し設定すること。また、日程により参加できない者のためのアーカイブ動画を作成し、掲出すること。  
※アーカイブ動画を撮影するためのデジタルカメラ及びメディアは委託者が用意すること
- ・開催日の間隔については、週末の連続する2日とするか、1週間程度あけるなど、任意に設定してよい。ただし、1か月以上あけてはならないこと。

### 付随業務

上記業務に付随する下記の業務を行うこと。

- ・各種問い合わせ対応（Eメールでの窓口対応を想定）すること。
- ・委託者への進捗報告（随時）をすること。
- ・業務報告書を提出すること。
- ・業務報告には上記業務に係る概要と結果、参加者の成果発表に係る最終報告を含めること。
- ・業務期間中に作成したレポート記事や記録写真などの成果物を整理し提出すること。

## 5 提案を求める事項

### (1) 業務運営体制

- ・人員体制
- ・全体業務スケジュール

### (2) ワークショップ企画

上記4(1)の要件に従い、以下を含むワークショップの企画運営の案一式を提案すること。

- ・講義内容、講師例、開催手法、スケジュール、告知手法、関係機関との連携のイメージ

### (3) その他

- ・独自提案（上記4(1)以外に事業費の範囲で事業効果を高める提案があれば、任意で行う）
- ・積算（業務一式を対象に、項目ごとに内訳を作成すること）

## 6 委託料の支払い

委託料には本業務を遂行するために必要な経費を含み、原則として、業務完了後に一括して支払う。

## 7 特記事項

- (1) 受託者はスケジュールについて委託者と十分打合せの上、作業すること。
- (2) 受託者は業務の実施にあたり、委託者の指示のもと、必要な準備、資料の作成、事前の打合せを行

うこと。なお、資料を作成する場合は、図化するなど、わかりやすいものとする。

(3) 受託者は常に業務の進捗管理を行うとともに、その状況について委託者に報告をすること。

(4) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(5) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けたときは、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(6) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(7) 再委託の禁止

受託者は本業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(8) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(9) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(10) 環境への配慮

本業務においては、環境負荷低減に努めること。

## 9 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号 札幌市産業振興センター  
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 販路拡大支援部 映像産業振興課 李  
電話：011-817-5711 E-mail：[info@screensapporo.jp](mailto:info@screensapporo.jp)